

令和5年度青森県児童福祉施設等産休等代替職員設置費
補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、児童福祉施設等（公立及び中核市に所在する施設を除く。以下同じ。）における児童等の保護の適正な実施を図るため、「青森県児童福祉施設等産休等代替職員制度実施要綱」（平成17年6月23日付け青こ第506号青森県健康福祉部長通知。以下「実施要綱」という。）に基づき、児童福祉施設等を設置する社会福祉法人等が実施する児童福祉施設等産休等代替職員任用事業に要する経費について、令和5年度予算の範囲内において、当該社会福祉法人等に対し、青森県児童福祉施設等産休等代替職員設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額等は、別表のとおりとする。

(申請書等)

第3 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

ただし、翌年度に継続する事業について、令和5年度中に出産していない場合又は前年度から継続する事業で既に提出済みの場合は、添付を省略することができる。

(1) 産休の場合は、出産日及び母の名前が確認できるもの（出産証明書、戸籍抄本等）

(2) 産休等代替職員の雇用契約書等の写し

(補助金の交付の条件)

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

(1) 第3の規定により提出した書類の記載事項について変更を加える場合において、知事の承認を受けること。

(2) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を中止し、又は廃止する場合において、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業の遂行が困難となった場合において、その旨を速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(4) 補助事業の状況、補助事業に要する経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和6年4月1日から5年間保管しておくこと。

(申請の取下げの期日)

第5 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第6 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(実績報告)

第7 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了後（補助事業を廃止した場合は、その後）速やかに令和5年度青森県児童福祉施設等産休等代替職員設置費補助金実績報告書（第2号様式）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 令和5年度青森県児童福祉施設等産休等代替職員設置費精算書（第3号様式）
- (2) 産休等代替職員の出勤簿の写し及び給料等を受領したことを証する書面（賃金台帳等）の写し
- (3) 産休等職員が給料等を受領したことを証する書面（賃金台帳等）の写し

(補助金の請求)

第8 補助金の請求は、補助事業の完了後速やかに令和5年度青森県児童福祉施設等産休等代替職員設置費補助金請求書（第4号様式）を提出して行うものとする。

附 則

この要綱は、令和5年5月23日に施行し、同年4月1日から適用する。

(別表)

補助対象経費	補助対象日数	補助対象時間	補助基準額	補助金の額
<p>実施要綱第2に定める産休等代替職員に支払う賃金又は給与</p>	<p>実施要綱第3第1項に掲げる任用の期間の範囲内で、実施要綱第3第4項又は第5項に基づき知事が承認した期間に、実際に産休等代替職員が勤務した日数</p> <p>ただし、この期間内において産休等職員の雇用関係がなくなったとき又は産休等職員が勤務を開始したときは、その前日までの期間とする。</p> <p>なお、1日の勤務時間が、実施要綱第3第4項又は第5項により知事が承認した勤務時間に満たない勤務については補助対象外とする。</p>	<p>補助対象日数のうち、産休等代替職員が実際に勤務した時間</p> <p>ただし、実施要綱第3第4項又は第5項に基づき知事が承認した勤務時間を、超えた勤務時間は補助対象外とする。</p>	<p>産休等代替職員 (1人1日当たり単価) 853円×勤務時間×勤務日数</p>	<p>実支出額と補助基準額とを比較して少ない方の額以内の額</p>

青森県知事 殿

申請者 施設住所
施設名
設置者住所
設置者名
代表者職氏名

令和5年度青森県児童福祉施設等産休等代替職員設置費補助金交付申請書

令和5年度において実施する児童福祉施設等産休等代替職員任用事業について、補助金交付を受けたいので、青森県補助金等の交付に関する規則第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

申請額			円		
産休等 職員	氏名		職種		
	出産 予定日	令和 年 月 日	出産日又は 病休開始日	令和 年 月 日	
産休等 期間		自令和 年 月 日 至令和 年 月 日			
産休等 代替職員	氏名		職 種		
知事の承認期間		自令和 年 月 日 至令和 年 月 日			
任用予定期間		自令和 年 月 日 至令和 年 月 日			
勤務 時間 A	勤務 日数 B	日額雇 用単価 C	支出予定額 (B×C) D	補助金交付基準額 (853円×A×B) E	補助金交付基本額 (DとEを比較して少 ない方の額) F
時間/日	日	円	円	円	円
					(合計)

- (注) 1 「任用予定期間」欄は、知事の承認期間内で産休等代替職員を実際に任用する期間を記載すること。
- 2 「A」欄は、小数点第2位以下切り捨てとし、早番・遅番等で知事が承認した勤務時間が異なる場合は、それぞれの勤務時間を記載すること。また、「B」欄にそれぞれの日数を記載すること。
- 3 「B」欄は、知事の承認期間内で実際に勤務する予定の日数を記載すること。なお、知事が承認した勤務時間に満たない勤務については補助対象外として、勤務日数から除くこと。
- 4 「C」欄は、知事が承認した採用賃金（日給）を記載し、日額雇用単価が複数ある場合は、それぞれの日額雇用単価を記載すること。
- 5 「D」欄は、「B」欄と「C」欄が複数ある場合、対応する勤務日数と日額雇用単価を乗じて算出した金額をそれぞれ別段に記載すること。
- 6 「E」欄は、「A」欄と「B」欄が複数ある場合、853円に、対応する勤務時間と勤務日数を乗じて算出した金額をそれぞれ別段に記載すること。

第1号様式別紙（支払先口座登録票）

金融機関名 及び支店名	銀行・信金 労金・信組 信連・農協 信漁連・漁協	店 1 普通 2 当座・預金 3 ()
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

(注) 口座名義人は、正確に記載すること。

令和 第 年 月 日

青森県知事

殿

補助事業者
施設住所
施設名
設置者住所
設置者名
代表者職氏名

令和5年度青森県児童福祉施設等産休等代替職員設置費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け青こ（産 ）第 号で補助金の交付の決定の通知を受けた児童福祉施設等産休等代替職員任用事業が完了（を廃止）したので、青森県補助金等の交付に関する規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

添付書類

- (1) 令和5年度青森県児童福祉施設等産休等代替職員設置費精算書（第3号様式）
- (2) 産休等代替職員の出勤簿の写し及び給料等を受領したことを証する書面（賃金台帳等）の写し
- (3) 産休等職員が給料等を受領したことを証する書面（賃金台帳等）の写し

第3号様式(第7関係)

令和5年度青森県児童福祉施設等産休等代替職員設置費精算書

産休等職員氏名	出産予定日	出産日又は病休開始日	産休等期間	産休等代替職員氏名	知事の承認期間	任用期間	備考
	令和 年 月 日	令和 年 月 日	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	

勤務時間	勤務日数	日額雇用単価	実支出額 (B×C)	補助金交付基準額 (853円×A×B)	補助金交付基本額 (DとEとを比較して少ない方の額)	補助所要額 (=F)	補助金交付決定額	補助金受入済額	差引過不足額 (FとHを比較して少ない方の額-I)
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
時間/日	日	円	円	円	円	円	円	円	円
					(合計)				

- (注) 1 「任用期間」欄は、知事の承認期間内で実際に産休等代替職員を任用した期間を記載すること。
 2 「備考」欄は、産休保育士、病休保育士等の区分を明示すること。
 3 「A」欄は、小数点第2位以下切り捨てとし、早番・遅番等で知事が承認した勤務時間が異なる場合は、それぞれの勤務時間を記載すること。また、「B」欄にそれぞれの日数を記載すること。
 4 「B」欄は、知事の承認期間内で実際に勤務した日数を記載すること。なお、知事が承認した勤務時間に満たない勤務については補助対象外として、勤務日数から除くこと。
 5 「C」欄は、知事が承認した採用賃金(日給)を記載し、日額雇用単価が複数ある場合は、それぞれの日額雇用単価を記載すること。
 6 「D」欄は、「B」欄と「C」欄が複数ある場合、対応する勤務日数と日額雇用単価を乗じて算出した金額をそれぞれ別段に記載すること。
 7 「E」欄は、「A」欄と「B」欄が複数ある場合、853円に、対応する勤務時間と勤務日数を乗じて算出した金額をそれぞれ別段に記載すること。

第4号様式（第8関係）

令和 第 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者
施設住所
施設名
設置者住所
設置者名
代表者職氏名

令和5年度青森県児童福祉施設等産休等代替職員設置費補助金請求書

¥ _____

ただし、標記補助金として上記の金額を請求します。

金融機関名 及び支店名	銀行・信金 労金・信組 信連・農協 信漁連・漁協	店	1 普通 2 当座・預金 3 ()
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			

- (注) 1 口座名義人は、正確に記載すること。
2 補助事業者名と口座名義人が異なる場合は、委任状（様式任意）を添付すること。

記載例

委任状

住所
保育所（園）
所（園）長

印

上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任する。

記

- 1 ○○○保育園に係る令和5年度児童福祉施設等産休等代替職員設置費補助金の受領に関する一切の件

令和 年 月 日

住所
法人名 社会福祉法人
代表者氏名

会
印

青森県知事

殿